

一般社団法人日本不整脈心電学会 役員選考規程

(目的)

第1条 本規程は、本学会の役員選考を適正に行うために設ける。

(定数等)

第2条 各分野の定数は、本選考が行われる前年の最後の理事会で確認する。

2. 各分野の定数は、前々年の3月31日現在におけるA会員数を基に、その他要件を考慮して定める。
3. 1施設において診療科が同じであれば(寄付講座を含)選出できる員数は1名とするが、診療科が異なっていれば(内科・外科・小児科等)、複数名選出することができる。
4. 本院と分院がある場合は、別施設とみなす。
5. 1施設において診療科を同じくするものが複数選挙理事候補者となった場合、原則得票数の多いものを選挙理事候補者とする。

(被選挙権者及び選挙権者)

第3条 被選挙権及び選挙権は、就任年度の4月1日の時点で64歳未満の評議員が有する。

ただし、評議員改選の年に役員を選考する場合は、次期評議員がその権利を有する。

(選挙理事候補者の選考)

第4条 選挙理事候補者選考委員会は、選挙理事候補者を選考するために、次期選挙理事候補有資格者を明記した投票用紙(マークシート)を、現理事長名で有権者に送付する。

2. 投票方法は、本選考が行われる前年の最後の理事会で定める。
3. 選挙理事候補者選考委員会は、次期選挙理事候補者を選考するために委員会を開催し、開票する。
4. 選挙理事候補者選考委員会は、開票結果を理事会に報告し、現理事長は理事会の決議を得て、選挙理事確定者に確認状を送付する。

(次期理事長、推薦理事候補者及び監事の選考)

第5条 現理事長は、次期理事長、推薦理事候補者及び監事候補者を選考するために、選挙理事確定者による会議を招集する。

2. 次期理事長は選挙理事確定者の互選により選出する。
3. 互選に先立ち、選挙理事確定者の中から自薦により次期理事長を募る。
4. 次期理事長選任後、新理事長のもと、推薦理事候補者を選考するとともに監事候補者を選考する。
5. 現理事長は、理事会の決議を得て、推薦理事候補者及び監事候補者に確認状を送付する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、令和1年12月14日より施行する。